申告書の書き方

※申告会場は大変混雑します。郵送でのご提出をお勧めします。
※郵送でご提出の場合は関連書類（コピー可）の添付をお願いします。

「1」氏名・住所欄 （申告会場にはできるだけ記入のうえお越しください。）

平成30年度（平成29年分）市民税・県民税申告書（提出用）

熊本市長宛
年　月　日提出
熊本市受付印

現　住　所　熊本市中央区手取本町１番１号

平成30年１月１日の住所　同上

※昨年中、所得がなかった場合は裏面の**キ**の通信欄にご記入ください。

フリガナ	クマモト　タロウ																	
氏名	熊本　太郎																	
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	性別	(男)	女			
生年月日	明 大 (昭) 平	18	年	1月	1日			電話番号	096-328-2111									
世帯主氏名	熊本　太郎					世帯主との続柄	本　人		業種又は職業									

後日、税務課から申告書の内容確認で問合せをさせていただくことがあります。できるだけ、連絡のとれる電話番号をご記入ください。

市県民税申告書への**個人番号（マイナンバー）の記入が必要**になります。

平成30年１月１日にお住まいだった住所を記入します。
現住所とお変わりなければ同上で結構です。

既に印字してある申告書については、改めて記入する必要はありません。
※現住所が異なる場合は、上部に新しい住所をご記入ください。

「2」収入・所得に関する事項

②収入内訳の合計を記入します。　③所得金額を計算し記入します。

①収入の内訳を記入します。

●収入・所得に関する事項

給与・公的年金・配当等　収入内訳
（非課税年金は裏面の**キ**通信欄にご記入ください。）

種類	支払元名称	支払額
給与	クマモト建設	800,000
給与	ひごまる交通	434,567
雑	日本年金機構	1,512,345
雑	シルバー人材センター	200,000
配当	クマモト電気	50,000
一時	ひごまる生命	5,000,124
雑（個人年金）		

所得金額

		Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費等	所得金額（Ⓐ－Ⓑ）
給与	カ	1,234,567	給与所得控除	⑥ 584,567
雑 公的年金等	キ	1,512,345	公的年金等控除	⑦ 362,345
雑 その他（個人年金等）	ク	200,000	150,000	

		Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ専従者控除額	所得金額（Ⓐ－Ⓑ－Ⓒ）
営業等	ア	2,306,374	1,000,322	653,026	① 653,026
農業	イ				②
不動産	ウ				③
利子	エ				④
配当	オ	50,000			⑤ 50,000

		Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓐ－Ⓑ差引額	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡 短期	ケ					
総合譲渡 長期	コ					
一時	サ	5,000,124	4,000,000	1,000,124	500,000	500,124

総合課税の譲渡・一時	ケ＋{(コ＋サ)×1/2}	⑧ 250,062
所得金額の合計	⑥＋⑦＋①＋②＋③＋④＋⑤＋⑧	⑨ 1,900,000

※雑損控除や医療費で使用する総所得金額等は収入所得に関する事項の⑨合計になります。
ただし、分離課税所得がある場合は各区役所税務課にお尋ねください。

●各所得の計算の仕方

1．給与所得（源泉徴収票、証明書の提示または添付が必要です。）

給与収入の内訳は勤務先から交付される源泉徴収票をもとに記入します。
交付を受けていない場合は裏面の**イ**給与所得の内訳に月収等を記入の上、合計金額を支払元ごとに収入内訳に記入します。
給与収入の合計は収入金額欄のカに記入します。
次にカの金額をもとに所得金額欄⑥の給与所得を計算します。
給与所得の算式は下表のとおりです。

●給与所得の計算式

㊵給与収入額合計（X）		⑥給与所得の金額	
～ 650,999円		0円	
651,000 ～ 1,618,999円		（X）－ 650,000円	
1,619,000 ～ 1,619,999円		969,000円	
1,620,000 ～ 1,621,999円		970,000円	
1,622,000 ～ 1,623,999円		972,000円	
1,624,000 ～ 1,627,999円		974,000円	
1,628,000 ～ 1,799,999円	（X）÷4＝（Y）（千円未満端数切捨）	Y×2.4	円
1,800,000 ～ 3,599,999円		Y×2.8 － 180,000	円
3,600,000 ～ 6,599,999円		Y×3.2 － 540,000	円
6,600,000 ～ 9,999,999円		（X）×0.9 － 1,200,000	円
10,000,000 ～ 円		（X）－ 2,200,000	円

2．雑（公的年金）所得（源泉徴収票、証明書の提示または添付が必要です。）

雑所得は大きく分けて公的年金等所得と他の所得にあてはまらないような所得（講演料、シルバー人材派遣の報酬、生命保険の個人年金の収入など）に分かれます。それぞれの所得の計算は以下のとおりです。

●公的年金等所得の計算式

キ公的年金等収入は各年金支払元から送付される源泉徴収票をもとに記入してください。（複数ある場合はその合計）

受給者が65歳未満（昭和28年1月2日以降生まれ）		受給者が65歳以上（昭和28年1月1日以前生まれ）	
キ公的年金等収入合計額（X）	所得金額	キ公的年金等収入合計額（X）	所得金額
～ 1,299,999円	（X）－ 700,000円	～ 3,299,999円	（X）－ 1,200,000円
1,300,000 ～ 4,099,999円	0.75X － 375,000円	3,300,000 ～ 4,099,999円	0.75X － 375,000円
4,100,000 ～ 7,699,999円	0.85X － 785,000円	4,100,000 ～ 7,699,999円	0.85X － 785,000円
7,700,000 ～ 円	0.95X －1,555,000円	7,700,000 ～ 円	0.95X － 1,555,000円

●その他（講演料やシルバー人材派遣報酬、個人年金など）

「収入金額」－「必要経費（個人年金の場合、掛金など）」＝「その他雑所得」
公的年金等所得金額とその他の所得金額の合計が雑所得金額になります。

3．事業・不動産所得（平成26年1月から事業所得等を有するすべての方は、記帳・帳簿等の保存が必要です。）

事業、不動産の所得の計算は「収入金額」－「必要経費」＝「所得金額」です。
これらの所得は裏面**ク**の「事業・不動産所得に関する事項」に収入、支出の内訳を記入します。

ク 事業・不動産所得に関する事項【所得の種類（営業　）所得の生ずる場所（熊本市中央区２番１号）】

科目		決算額	科目		決算額
売上金額	①	2,306,374	減価償却費	⑮	616,667
売上原価 期首たな卸高	②		必要経費 雇人費	⑯	
売上原価 仕入れ金額	③		必要経費 利子割引料	⑰	
売上原価 期末たな卸高	④		必要経費 地代・家賃	⑱	15,000
売上原価 差引原価（②＋③－④）	⑤		必要経費 消耗品費	⑲	150,000
差引金額	⑥	2,306,374		⑳	
必要経費 租税公課	⑦	20,000		㉑	
必要経費 水道・光熱費	⑧	78,334		㉒	
必要経費 旅費・交通費	⑨	40,020		㉓	
必要経費 通信費	⑩	10,300		㉔	
必要経費 広告・宣伝費	⑪		⑦～㉔ 経費合計	㉕	1,000,322
必要経費 接待・交際費	⑫	35,001	専従者控除	㉖	653,026
必要経費 損害保険料	⑬		⑥－㉕－㉖ 所得金額	㉗	653,026
必要経費 修繕費	⑭	35,000			

家賃地代収入

種類	1件当たりの月収	貸付件数	貸付月数	年間の収入金額
家賃・地代				
家賃・地代				
家賃・地代				
権利金等				

専従者

氏名	続柄	生年月日	専従月数	専従者控除額
一人目 熊本　花子	妻	昭和 25.1.1	12	653,026
二人目				
青色申告個別控除額		専従者給与（控除）額の合計額		653,026

雇人費

氏名	住所	支払金額

租税公課は事業に使用するものに対し課されている税金です（固定資産税、自動車税など）。**住民税、所得税は含みません。**

必要経費は、事業に使用したものです。
家庭で支出したものは含みません。
共同で使用しているものがある場合は普段の使用割合で分けて算入します。

〔専従者控除の計算式〕
専従控除前所得（⑥－㉕）÷（専従者人数＋1）
上限額は配偶者86万円　その他50万円になります。

※減価償却費の計算欄

資産の種類	取得年月	①取得価格	②償却の基礎金額	耐用年数	③償却率	④償却期間	⑤償却額（②×③×④）	⑥事業専用割合	⑦必要経費算入額（⑤×⑥）	未償却残高
普通車	H25年3月	2,000,000円	2,000,000円	5年	0.2	12／12ヶ月	400,000円	100%	400,000円	66,666円
ケーブル	H19年3月	3,333,333円	3,000,000円	10年	0.1	12／12ヶ月	216,667円	100%	216,667円	166,666円
	年　月	円	円	年		／12ヶ月	円	%	円	円

減価償却費は購入日が平成19年３月31日以前か以後かで計算が異なります。詳しくは区役所税務課へお尋ねください。

4．配当・利子・総合譲渡・一時所得

●配当所得

株式・出資金など配当による所得を記入します（裏面**オ**に再掲してください）。また、地方税の特別（源泉）徴収がある場合は裏面**エ**にその金額を記入します。**なお、オに記入する数字は特別徴収される前の数字を記入します。**

●利子所得

預貯金の利子、合同運用信託などの収益分配にかかる所得を記入します。

●総合譲渡所得

機械装置、ゴルフ会員権、骨董品などの売った際の所得金額です。所得計算式は以下のとおりです。

売却金額－（所得価格＋売却必要経費）－特別控除（上限50万円）
※保有して５年以上経過するものは特別控除後の金額の２分の１が課税対象です。なお、売却したものが２つ以上ある場合は区役所税務課へお尋ねください。

●一時所得

生命保険契約にかかる返戻金や借家の立退料などが該当します。所得計算式は以下のとおりです。

収入金額－掛金等－特別控除（50万円）
※特別控除後の金額の２分の１が課税対象です。

※分離譲渡所得（土地や株式などの譲渡）があった場合は各区役所税務課または税務署にご相談ください。